

融資制度取扱機関 各位

岡崎市長 内 田 康 宏

令和8年度岡崎市中小企業融資制度及び各補助金について（通知）

平素は、本市の中小企業融資制度に格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和8年度岡崎市中小企業融資制度及び各補助金について御案内させていただきます。制度の内容及び改正点について、貴店内関係者及び事業者の皆様に御周知くださいますようお願い申し上げます。

なお、紙リーフレットの配布は実施いたしません。御理解のうえホームページの活用にご協力をお願いいたします。

記

1 令和8年度の主な改正点

- (1) 愛知県中小企業融資制度の融資利率が一律0.4%引上げとなり、これに伴い、**岡崎市中小企業事業資金(マル岡)**の融資利率も一律0.4%引上げとなります。融資利率については送付資料の「融資制度のご案内」を御確認ください。
- (2) **保証料補助金の返還金の未納がある場合、岡崎市中小企業事業資金(マル岡)の融資あっせん**の申込ができないよう、**岡崎市中小企業事業資金融資あっせん規則**を一部改正しました。保証料補助金の返還金を請求する際には、対象者に加え、担当金融機関の支店様宛てに通知を送付しております。対象者への周知にご協力をお願いいたします。
- (3) 保証料補助金の提出書類のうち、補助対象の車両の購入がある場合に提出が必要な車検証の写しについて、電子車検証の場合に自動車検査証記録事項をあわせて提出いただいておりますが、運輸支局等での交付が終了したため、令和8年度からは**車検証の写しのみ**の提出で可能とします。

2 送付資料

- (1) 融資制度のご案内（令和8年4月）
- (2) 岡崎市創業資金保証料補助金リーフレット



岡崎市ホームページ

（担当：経済振興部商工労政課 労政金融係

電話 0564-23-6214 FAX0564-23-6213)